

【入居利用料金のご案内】 1ヵ月（30日）

①介護サービス費（1ヵ月の自己負担分）

※詳しい加算内容は裏面に表記

費用区分	認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2段階	1割	27,851円	30,278円	32,879円	35,341円	37,734円
3段階						
4段階（負担割合1割）						
4段階（負担割合2割）	2割	55,701円	60,556円	65,758円	70,682円	75,468円
4段階（負担割合3割）	3割	83,552円	90,834円	98,637円	106,023円	113,202円

②食費（朝食400円・昼食650円・夕食650円）※おやつは昼食代に含まれます

費用区分	認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2段階		11,700円（上限390円/日）				
3段階①		19,500円（上限650円/日）				
3段階②		40,800円（上限1,360円/日）				
4段階		51,000円（1,700円/日）				

③居住費

費用区分	認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2段階		26,400円（880円/日）				
3段階①②		41,100円（1,370円/日）				
4段階		120,000円（4,000円/日）				

<1ヵ月の合計利用料金> ①介護サービス費（自己負担分）+②食費+③居住費

費用区分	認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2段階		65,951円	68,378円	70,979円	73,441円	75,834円
3段階 ①		88,451円	90,878円	93,479円	95,941円	98,334円
3段階 ②		109,751円	112,178円	114,779円	117,241円	119,634円
4段階（負担割合1割）		198,851円	201,278円	203,879円	206,341円	208,734円
4段階（負担割合2割）		226,701円	231,556円	236,758円	241,682円	246,468円
4段階（負担割合3割）		254,552円	261,834円	269,637円	277,023円	284,202円

〈介護サービス費の単位数内訳〉

※1単位＝10.14円（岡山市）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位（1日）	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位
共通加算	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練Ⅰ（12単位/日） ・個別機能訓練Ⅲ（20単位/月） ・看護体制加算ⅡⅠ（13単位/日） ・ADL維持等加算Ⅰ（60単位/月） ・日常生活継続支援加算Ⅱ（46単位/日） ・褥瘡マネジメント加算Ⅰ（3単位/月） ・自立支援促進加算（280単位/月） ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（14%） ・個別機能訓練Ⅱ（20単位/月） ・看護体制加算ⅠⅠ（6単位/日） ・夜勤職員配置加算ⅡⅠ（27単位/日） ・口腔衛生管理加算Ⅱ（110単位/月） ・排泄支援加算Ⅰ（10単位/月） ・栄養マネジメント強化加算（11単位/日） ・科学的介護推進体制加算Ⅰ（40単位/月） 				
1か月（30日）合計単位	24,093単位	26,193単位	28,443単位	30,573単位	32,643単位
状況に応じて追加される加算	<ul style="list-style-type: none"> ・初期加算（入居後30日間 30単位/日） ・療養食加算（6単位/回） ・経口維持加算Ⅱ（100単位/月） ・看取り介護加算 等 ・外泊時費用加算（246単位/日） ・経口維持加算Ⅰ（400単位/月） ・経口移行加算（28単位/日） 				

【負担限度額認定証】 ※福祉事務所への申請が必要

★食費、居住費の利用者負担が 所得に応じた一定額（負担限度額）までとなります。

利用者負担段階	対象者		
第3段階②	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税	本人の※年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の人	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下
第3段階①		本人の※年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下
第2段階		本人の※年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下
第1段階	生活保護受給者		

※非課税年金（遺族年金・障害年金など）を含む年金収入額

【高額介護サービス費】 ※福祉事務所への申請が必要

★1カ月に支払った①介護サービス費の合計金額が上限額を超えた場合、超えた金額が払い戻される制度。

区分	負担の上限（月額）
市民税課税世帯で、課税所得380万円（年収約770万円）未満の人	44,000円
下記以外の市民税非課税世帯の人	24,600円
市民税非課税世帯で、課税年金収入額およびその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	15,000円（個人上限額）
市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給の人	15,000円（個人上限額）
生活保護受給の人	15,000円（個人上限額）